

資料 2005(平成17)年度第3回計量 制度検討小委員会配付資料(1)

議事次第

日時：平成18年2月21日
 録について▽「計量士制
 度」及び「特殊容器制度」
 について▽「計量単位」
 及び「情報提供」につい
 て▽計量制度検討小委員
 会WGの骨子について▽
 その他

(1)開会
 (2)議題Ⅰ▽計量制度検討
 小委員会第2回合議事
 (3)閉会

計量士制度について(案)

1. 現行制度の現状と問
 題点
 計量は、ほとんどの生
 活、産業活動、技術的規
 制行政等のなかで、日常
 的に行われ、その品質、
 信用、信頼を支えるもの
 であるが、経済取引の発
 達や産業技術の高度化等
 に伴いその重要性はます
 ます増加している。

このような中、計量関
 係行政機関等が計量法を
 適確に運用していくこと
 が必要であると同時に、
 計量に関する専門的知識
 と技術を有する者には一
 定の資格を与え、一定の
 分野の職務を分担せしめ
 て適正な計量の実施を実
 質的に推進することが望
 ましいとの趣旨から計量
 士制度(制度の概要は別
 添参考参照)が設けられ
 ている。

計量士の職務は、計量
 法上、適正計量管理事業
 臣が登録を取り消さない

所や計量証明事業者にお
 ける特定計量器の検査、
 自治体が実施する定期検
 査の代検査等となってお
 り、平成16年度末におい
 て、一般計量士12、3
 40人、環境計量士12、
 736人が登録されてい
 る。(あくまでも登録ペー
 スの数字であり、現在、
 計量士として実際に活動
 をしている者の数ではな
 い。)

しかしながら、一般的
 に次のような問題点が指
 摘されている。

(1)資格取得後の計量士の
 資質の維持・向上につい
 ては、計量士自身に委ね
 られていることから、資
 格取得後の計量士が技術
 の進歩や制度改正等、計
 量の巡る環境変化に対応
 しているかどうか疑問を
 呈する声がある。

(2)計量士は、経済産業大
 臣が登録を取り消さない

限り、計量士でありつづ
 け、自らの意志で計量士
 でなくなることででき
 ず、他界した計量士で
 あっても、計量士登録証
 の返納の手続きが定めら
 れておらず、計量士登録
 簿から削除されることが
 ないことから、計量士の
 実数等、基本的な計量士
 の現状の把握が困難と
 なっている。

(3)計量士の能力を活用し
 た地方自治体等の計量法
 の執行は、一部自治体で
 実施された例があるもの
 の、必ずしも本格的に進
 んでいない。

(4)計量士国家試験実施事
 務は行政機関の裁量的判
 断を要しない定型業務が
 あるにもかかわらず国が
 直接行っている。

2. 新たな方向性

(1)基本的考え方及び具体
 的方針

計量士の資格取得後の
 資質の維持を図るための
 研修制度や更新制の導入
 及び国が直接実施してい
 る国家試験事務について
 民間能力を活用すること
 について検討する。

①計量士の登録更新制度
 等の導入

計量制度は、国際化や
 技術革新へ対応するため
 平成4年の計量法改正以
 降にさまざまな制度改
 正、技術基準の改正が行

われている。計量士につ
 いては、計量管理におけ
 る専門家として、登録後
 も資質の維持・向上が図
 られることが適当である
 ことから、制度的に一定
 程度の資質の維持を図る
 観点から更新制を導入す
 るとともに、更新時に研
 修を義務づけることを検
 討する。(例えば、一般計
 量士は5年、環境計量士
 は3年ごとに更新を实
 施。)なお、当該事務を独
 立行政法人が行つことも
 合理的と考えられる。

※研修に掛かる費用等は
 独立行政法人への歳入と
 し、当該独法は当該歳入
 により、研修事務等を実
 施する。

また、計量士が自ら登
 録の抹消を申し立て、又
 は他界した場合に届け出
 る制度の導入を検討す
 る。

②計量士の能力を活用し
 た計量法の執行の推進

適切に計量するため
 は、適切な「計量器」、適
 切な「計り方」、適切な
 「ものさし(計量標準、
 標準物質)」が必要だが、
 これまで比較的ハード
 ウェアの規制に重点が置
 かれてきた。ハードウェ
 アの性能が向上してきて
 いる中で、むしろ重要と
 なってきている計量器の
 使用者の不正を抑制する
 ことについては必ずしも
 十分に対応ができていな
 いのが現状であり、適切
 な計量器の使用に係る規
 制を充実することが適切

特殊容器制度について(案)

1. 現行制度の問題点

(1)特殊容器とは、体積を
 計量する代わりに、ある
 高さまで液体商品を満た
 した場合、正しい量が確
 保されるように製造され
 た透明又は半透明の容器
 (例えば、ビールびん、
 醤油びん、牛乳びん)で
 ある。

(2)現在、缶や紙パック等
 の他の容器の商品の増
 加、各種容器の製造技術
 (品質管理技術)の向上
 や自動充填装置の高度化

が高度化・専門化するよ
 うになったことを踏ま
 え、計量に関する専門的
 知識・技能を有する者に
 対して一定の資格を与
 え、一定分野の職務を分
 担させることにより、計
 量器の自主的管理を推進
 し、適正な計量の実施を
 確保することを目的とす
 る。

2. 根拠条文

計量法第122条

3. 制度の概要

(1)計量士の区分

計量士は以下の3区分
 に分かれており、区分ご
 との所要の条件を満たす
 ことにより経済産業大臣
 の登録を受け、計量士と
 なることができる。

○一般計量士

○環境計量士(濃度関係)

○環境計量士(騒音・振
 動関係)

(2)資格の取得方法

等により計量技術が向上
 したため、特殊容器を用
 いる必然性が低下してき
 ている。

(3)例えば、びんの総製造
 数に占める特殊容器の割
 合は、制度創設年の次の
 年である昭和32年には約
 27%程度だったものが、
 現在は約3%程度と低下
 している。ビールや牛乳
 等、一定程度毎年製造さ
 れる特殊容器がある一方
 で、ウスターソース類や
 しょうゆ、ウイスキー、

①国家試験コース：計量
 士国家試験に合格し、か
 つ実務経験その他の条件
 に適合する者

②資格認定コース：(独産
 業技術総合研究所の教習
 の課程を修了し、実務経
 験などの所定の条件を満
 たし、かつ計量行政審議
 会が認めた者

(3)計量士の主な職務

①定期検査に代わる計量
 士による検査

②計量証明検査に代わる
 計量士による検査

③計量証明事業における
 計量管理

④適正計量管理事業所に
 おける計量管理

4. 見直しの経緯

昭和49年、環境計量士
 の創設

平成4年、環境計量士
 を「濃度関係」と「騒音・振
 動関係」に区分

プランデー等に使われる
 特殊容器については、(少
 なくとも)平成12年以降
 製造されていない。

(4)また、特殊容器は、ガ
 ラス製の容器でありリサイ
 クルして使用されてい
 ることから、リサイクル
 の議論と特殊容器の議論
 が混同されてしまってい
 る。

2. 新たな方向性

(1)基本的考え方

特殊容器は、ガラス製
 の容器でありリサイクル
 して使用されていること
 から、リサイクルの議論
 (次ページへつづく)

(前ページから)

と特殊容器の議論が混同されてしまっているが、特殊容器の必要性和リサイクルは別な問題である。リサイクルについては、リサイクルの目的に従って推進されるものであり、特殊容器の必要性和リサイクルは離して検討することが適当である。

特殊容器制度については、量目管理を容易なものとする等、正確な計量の観点からその役割を果たしてきたが、様々な計量管理技術が発達した現在においては、正確計量を担保する制度としての役割は低下してきており、今後は自主管理・自主確認に委ねる方向で検討する。

①特殊容器制度は、正確計量を担保する制度としての役割は相当低下しており、原則として廃止する方向で検討する。

②ただし、①の場合においても、特殊容器制度の廃止が、ガラス製の容器のリサイクルの推進を促せるものではない。

1. 特殊容器について
特殊容器とは、いわゆる「まるしょうびん」と呼ばれており、体積を計量する代わりに、ある高さまで液体商品を満たした場合、正しい量が確保されるように製造された

透明又は半透明の容器(例えば、ビールびん、醬油びん、牛乳びん)のことで、経済産業大臣が指定した者が製造する。

菌飲料③ウスターソース類④しょうゆ⑤食酢⑥飲料水の発泡性の清涼飲料⑧果実飲料⑨牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料⑩ビール⑪清酒⑫しょうちゅう⑬ウイスキー⑭ブランド⑮果実酒⑯みりんの合成清酒⑰液状の農薬

3. 制度の概要
(1)制度の沿革
昭和31年計量法改正により、それまでびんを一本一本検査していた容量検査を廃止し、特殊容器製造事業制度を制定。

(2)特殊容器の使用に係る商品
①牛乳(脱脂乳を除く)、加工乳及び乳飲料②乳酸

1. 現状
I. 単位の定め方
①「計量単位」は、数値をもってその大きさを表すことができる事象や現象の量(「対象の状態の量」)を計るための基準となるものである。

計量単位について(案)

約に基づく国際度量衡総会で決議された国際単位系(SI)を基にして「計量単位」及び「定義」を定めて、国内での統一を図っている。

は証明に使用を義務付ける等の規制を適用する「法定計量単位」を規定している。

2. 新たな方向性
(1)基本的考え方
①国際度量衡総会において新たに決定・変更された単位について、我が国として、法定計量単位として決定・変更すること

2. 計量法における法定計量単位の規制
①取引又は証明における非法定計量単位の使用を禁止(計量法第8条)

1. 現行制度の問題点
新しい単位が国際度量衡総会で採択されたとしても、法定計量単位として位置付けるためには、法律改正(計量法第2条第1項第1号の「対象の状態の量及び計量法別表の計量単位の追加」が必要であるが、国際的に新たに採択される単位を、我が国としても採用すべき

置付ける(政省令で追加)。
b)国家計量標準を供給できる体制を速やかに整備する。

c)同じ対象の状態の量に計量単位の取引・証明への使用及び計量器の目盛り等への使用を禁止するためのコンセンサスを作り、法定計量単位に位置付ける環境を整える。

①国際度量衡総会及びその下部機関での単位に関する検討に我が国も積極的に参画すること等により、新たな単位に関する国際的な議論の動向を常に把握するよう努める。

②国際的に新たに採択される単位を我が国として採用し、更に法定計量単位とすべきか否かの是非を判断するための基準・ガイドライン(取引又は証明、産業、学術、日常生活等での計量で重要なもの)について検討する。

あるが、非法定計量単位の併記について問い合わせや要望が寄せられているなどから、依然としてSI以外の単位の使用に対する要請もある。

また、計量器かどうかの基準が必ずしも明確ではなく、依然として非法定計量単位を用いた製品が一部流通している。

①現行の制度は、法定計量単位の普及を通じて、我が国の適正計量の実施を確保し、経済の発展、国際整合化に寄与している。

1. 現状
①経済産業省では、計量法の概要について説明した資料をホームページ上に公表するとともに、パンフレットの作成も行っている。また、商品量目

記・切替え等が行えるメーターは、読み間違い・設定ミス等で事故等発生のおそれがある(特にデジタル切り替え式)。

④なお、規制対象となっていない個人又は家庭では、例えば尺寸等の使用が可能であり、取引証明においても限定的にヤードポンドなどの非SI単位は、現在でも使用ができることになっており、特段問題は生じていない。

①取引又は証明において非法定計量単位の使用を禁止し、非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器の販売又は販売目的の陳列を禁止する現行制度は堅持する方向で検討する。

II. 計量単位の規制
1. 現行制度の問題点
旧計量法下の「尺貫法からメートル法への転換」及び現行計量法における「単位のSI化」は一定の成果を果たしつつ

の取り組みを行っている。

現在、経済産業省及び地方公共団体等において提供されている情報については、計量制度の概要等が主であり、違反事例、取締状況、相談事例等の

②現行制度の運用の透明性を確保する観点から、運用基準の明確化を図るべく、計量法で許容される非法定計量単位の表記の事例や、法令違反となるか否か規制の対象となる計量器か否かの判断基準等の公表等について検討する。

2. 問題点
現在、経済産業省及び地方公共団体等において提供されている情報については、計量制度の概要等が主であり、違反事例、取締状況、相談事例等の(次ページへつづく)

情報提供について(案)

(前ページから)

一般消費者の関心を高めるような情報については、あまり提供されていない。

一部の地方公共団体は、ホームページの活用等により計量関連情報の提供を行っている。

経済産業省、地方公共団体ともに、現在この

①住民(消費者)が計量行政に関して持っている意見を交換したり、議論したりするための

場、②住民(消費者)自らが行っている不正計量等に対する不満や不信等を訴えていく手段が不足している。

3. 検討の方向性

(1)基本的考え方

(2)具体的方針

①国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

a)適正な計量に関する関心の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

②住民(消費者)の主体的・積極的の促進

計量行政等に住民の考え方を反映する観点から、

③JCSS認定機関及び登録(認定)事業者等

等

第1WGの方向性(骨子)

検定・検査制度を中心とした安心・安全な社会の構築のための計量の在り方の基本的方向

I. 規制の対象とするべき計量器の検討

1. 現行対象機器の問題

計量法の規制対象となる計量器(特定計量器)については、これまでも適宜見直しが行われてきた。

昭和41年の改正においては、戦後の技術水準の向上の現実を踏まえ、従

来は工業用計測器を含めあらゆる計量器を規制対象としていたものを、

ユーザーが一部の専門家に限られるような計量器や、取引・証明の分野に

公正な計量の実現を図るためにも、市場の監視機能を有効に機能させることが必要であり、その

ため、不正事業者名の公表などの手続を整備し、

消費者を中心とした国民に対する計量に関する情報提供や啓発活動を行う

い、適正な計量に関する情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布、イベントの開催等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

計量に関する教育の充実のため、関係省庁との連携を図りながら、

計量教育の更なる充実を図って

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

計量に関する教育の充実のため、関係省庁との連携を図りながら、

計量教育の更なる充実を図って

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

計量に関する教育の充実のため、関係省庁との連携を図りながら、

計量教育の更なる充実を図って

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

計量に関する教育の充実のため、関係省庁との連携を図りながら、

計量教育の更なる充実を図って

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

計量に関する教育の充実のため、関係省庁との連携を図りながら、

計量教育の更なる充実を図って

性能が向上してきていることや自治体における検定業務の維持の困難性を踏まえ、

以降規制対象機器については見直しが一度もなされてい

ないことから規制対象を必要最小限に見直すことが必要とな

る。

2. 検討の方向性

(1)基本的考え方

今回の検討に当たっては、基本的には従来からの考え方を踏襲するが、

検査・検定制度的観点から、規制改革の流れ、取引証明における当事者同士の計量に関する技術的知見を有しているJCSS

の校正証明書やISO9000認証など取引相手として規制の対象外とする

正しく計量していることを確認する必要があること、機械式ばかり(ばね式指示

不正計量に関する不満・不信等の受付体制の整備、

計量七ター事業の拡充等により、

住民(消費者)の主体的・積極的の促進

計量行政等に住民の考え方を反映する観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るために、

①安全・安心の観点から、適切な事業者の選択を行う観点から、

消費者にとって関心の高い情報(計量法上の違反事例等に関する情報等)について、

国及び各地方公共団体の活用、パンフレットの作成・配布等により、

情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

WGの開催状況について

計量制度検討小委員会第1WGの検討状況

(1)これまでの検討状況

▽第1回(平成17年9月5日)

▽第2回(平成17年10月27日)

▽第3回(平成17年11月30日)

計量制度検討小委員会第2WGの検討状況

(1)これまでの検討状況

▽第1回(平成17年9月1日)

▽第2回(平成17年9月28日)

関及び業界関係)等

第1回(平成17年9月9日)

第2回(平成17年10月18日)

第3回(平成17年11月26日)

第4回(平成18年3月)

第5回(平成17年11月28日)

第6回(平成17年11月29日)

第7回(平成17年12月2日)

第8回(平成18年3月10日)

第9回(平成18年3月10日)

第10回(平成18年3月10日)

第11回(平成18年3月10日)

第12回(平成18年3月10日)

第13回(平成18年3月10日)

第14回(平成18年3月10日)

第15回(平成18年3月10日)

第16回(平成18年3月10日)

第17回(平成18年3月10日)

第18回(平成18年3月10日)

第19回(平成18年3月10日)

第20回(平成18年3月10日)

第21回(平成18年3月10日)

第22回(平成18年3月10日)

第23回(平成18年3月10日)

第24回(平成18年3月10日)

第25回(平成18年3月10日)

第26回(平成18年3月10日)

第27回(平成18年3月10日)

第28回(平成18年3月10日)

第29回(平成18年3月10日)

第30回(平成18年3月10日)

第31回(平成18年3月10日)

第32回(平成18年3月10日)

第33回(平成18年3月10日)

第34回(平成18年3月10日)

第35回(平成18年3月10日)

第36回(平成18年3月10日)

第37回(平成18年3月10日)

第38回(平成18年3月10日)

第39回(平成18年3月10日)

第40回(平成18年3月10日)

第41回(平成18年3月10日)

第42回(平成18年3月10日)

第43回(平成18年3月10日)

第44回(平成18年3月10日)

第45回(平成18年3月10日)

第46回(平成18年3月10日)

第47回(平成18年3月10日)

第48回(平成18年3月10日)

第49回(平成18年3月10日)

第50回(平成18年3月10日)

第51回(平成18年3月10日)

第52回(平成18年3月10日)

第53回(平成18年3月10日)

第54回(平成18年3月10日)

第55回(平成18年3月10日)

第56回(平成18年3月10日)

第57回(平成18年3月10日)

第58回(平成18年3月10日)

第59回(平成18年3月10日)

圧力計のスペシャリスト

第一計器製作所

株式会社 第一計器製作所

本社工場 〒640-0823 兵庫県尼崎市大物町1丁目7番2号
TEL 06(6481)5551(代) FAX 06(6401)4846
T143-0016 東京都品川区東大井6-7-9 大塚ビル1階
東京営業所 TEL 03(3768)6761(代) FAX 03(3768)6663
URL http://www.daiichikeiki.co.jp

「2005年度計量法改正情報BOX」更新情報

http://www.keihonkai.co.jp/info/Update2005/InfoUpdate4100.htm

JCSS 0094

液柱型圧力計 水柱、水銀柱

各種圧力計のJCSS校正ができます。

デジタル気圧計